

地域プロモーション戦略推進支援業務仕様書

1. 委託業務名称

地域プロモーション戦略推進支援業務(以下「委託業務」という。)

2. 目的

本事業は、山梨のブランド力強化と地域資源の魅力向上の相乗効果を生み出すための「地域プロモーション戦略」(以下「戦略」という。)に基づき、国内外の消費者を対象とした山梨ブランドの認知度等の市場調査とデジタルを活用した国内外へのプロモーションの実施、製品・サービスの高付加価値化に意欲的に取り組む生産者・事業者(以下、「生産者等」という。)による会社の設立に向けた環境整備を行うとともに、県による戦略の推進に必要な支援を行うことを目的とする。

3. 委託業務期間

契約締結の日から令和4年3月31日(木)まで

4. 委託業務の内容

(1) 戦略の推進に関する業務

以下の①～③により、県による戦略推進の支援をおこなうこととするが、業務の実施方法と支援の具体的内容等については、企画提案の内容をもとに県と協議の上で決定する。

① 戦略推進の支援

(ア) 各地域資源の連携により相乗効果を生み出すことを通じて山梨のコーポレートブランドの価値を向上させることを目的として、戦略に基づいた令和3年～5年のプロモーション計画を県が策定するにあたり、以下の観点から計画策定の支援を行う。

- ・活用するプロモーション手法の検討
- ・プロモーションの対象とするターゲットの選定
- ・コーポレートブランドの価値を向上させるための工夫
- ・相乗効果を創出する地域資源の連携の方策
- ・戦略推進の効果を評価するためのKPIの設定

(イ) 各地域資源の連携により相乗効果を生み出すことを通じて山梨のコーポレートブランドの価値を向上させる、事業効果の検証を可能にするという観点から、庁内各部局が実施する各プロモーション事業(約60事業、

予算額：約6億円)についてリサーチし、事業の分析・評価を実施するとともに改善を提案する。

(ウ) 下記のプロモーション手法と組み合わせるなどにより、山梨のコーポレートブランドの価値を向上させるためのイベント等の県の取り組みを企画する。

② ①の計画に基づくプロモーションとその手法

(ア) 山梨のコーポレートブランドをプロモーションの対象とする国内外の地域で事業者及び最終消費者に広く周知させるためのプロモーション用のツールや動画・静止画等のコンテンツを作成すること。

(イ) 対象とする国内外の地域で事業者及び最終消費者の双方に対して効果的なプロモーションを実施するために必要なSNS等を活用した情報発信・分析機能をもつマーケティング基盤を構築し運営すること。

(ウ) 対象とする国内外の地域で事業者及び最終消費者の双方に対して、山梨のコーポレートブランド価値を向上させるオンラインのプロモーションを実施すること。

③ 山梨のコーポレートブランドや地域資源に対するブランド価値調査の実施

(ア) 本県の地域資源や地域イメージに関して、SNS等を活用したブランド価値の調査・分析を実施すること。

- ・調査エリアは日本を含む5カ国程度を想定。(令和2年度は日本、中国、香港、台湾、韓国を対象に実施)

- ・調査項目数は40問程度とし、サンプル数は国内1,000件程度、国外は各国500件程度を想定。

- ・調査結果は課題や対応などを分析した上で、簡潔にまとめて報告すること。

(2) 意欲的な生産者等への支援に関する業務

戦略に基づき、商品・サービスの高付加価値化やデジタルを活用した国内外へのマーケティングに意欲的に取り組む生産者等に対して、経営戦略の策定、収益構造の分析、事業計画・資金計画の作成やネットワークづくりなど、会社設立を目指した支援をおこなうこと。なお、支援の対象とする事業者について公募を行い決定することとし、詳細な支援内容については、対象となる生産者等のニーズを把握した上で、県と協議の上、決定する。

(3) その他事業を遂行するために必要な業務

5. 委託限度額

58,330,000円（消費税及び地方消費税を含む）

6. 委託業務実施に当たっての留意事項

- (1) 県は本業務を円滑に遂行するため、委託業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (2) 委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (3) 委託業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。委託業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この委託業務が終了し、又は解除された後においても、同様とする。また、個人情報を取り扱う場合には、「委託契約書」別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (5) 委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害の責めを負う。
- (6) 委託業務の実施に要した経費は、帳簿及びすべての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託業務の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (7) 委託業務に係る成果物の著作権は県に帰属するものとする。
- (8) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上定めることとする。